

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	土木総務課	H30沖縄建設産業グローバル化支援業務委託	平成30年6月18日	3,323,160	H30沖縄建設産業グローバル化支援業務委託株式会社中央建設コンサルタント・特定非営利活動法人グリーンアース共同企業体 ①(株)中央建設コンサルタント ②特定非営利活動法人グリーンアース	①沖縄県浦添市宮城5丁目12番11号 ②沖縄県西原町千原1琉球大学地域創生総合研究等4F	第167条の2 第1項第2号	本業務は沖縄県の地域特性に対応した建設技術を海外展開する意向のある建設関連企業に対し、専門家委員会による業計画策定の助言を行うことから、特殊かつ専門的な知識及び実績が要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社からの応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業の継続性に優れていることから、契約の相手方として選定した。	
2	技術・建設業課	平成30年度建設材料試験調査研究業務	平成30年4月2日	67,599,360	(一財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	県内公共工事等の建設工事で使用する建設材料について、コンクリートや骨材試験など65項目の建設材料試験を行い、資材品質の可否の判断に必要な試験結果を試験依頼者へ提供している。本試験は公平・公正に実施する必要がある。公平性や中立性が求められる公益性の高い業務であり、他にかわるものがないことから(一財)沖縄県建設技術センターと契約。	特命随意契約
3	技術・建設業課	平成30年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その1)	平成30年5月18日	4,255,200	(一財)経済調査会沖縄支部	沖縄県那覇市松山1丁目1番19号	第167条の2 第1項第2号	同業務で必要なデータの著作権を有している(一財)経済調査会沖縄支部と契約。	特命随意契約
4	技術・建設業課	平成30年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その2)	平成30年5月18日	2,624,400	(一財)建設物価調査会沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地3丁目1-1	第167条の2 第1項第2号	同業務で必要なデータの著作権を有している(一財)建設物価調査会沖縄支部と契約。	特命随意契約
5	技術・建設業課	平成30年度沖縄県リサイクル資材評価認定制度運営業務委託	平成30年4月20日	12,852,000	(一財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	リサイクル資材の認定に係る新規申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を適正に行い評価委員会に諮る。また、品質管理確認のための工場立入検査は公平・公正に実施する必要がある。公平性や中立性が求められる公益性の高い業務で、他にかわるものがないことから(一財)沖縄県建設技術センターと契約。	特命随意契約
6	技術・建設業課	沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託	平成30年4月1日	10,396,000	(公財)沖縄県産業振興公社	沖縄県那覇市宇小禄18-31-1	第167条の2 第1項第2号	当該団体は産業各分野における専門相談員を配置し多様な相談に対して対応が可能であり、また中小企業支援のワンストップサービスの拠点として、県内関係機関との連携による支援体制が整っている唯一の団体であるため。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	技術・建設 業課	沖縄県建設産 業ビジョン推進 事業委託業務	平成30年 5月31日	8,630,280	(一社)沖縄しまたて協会	沖縄県浦添市勢理客4- 18-1	第167条の2 第1項第2号	企画競争型随意契約(プロポーザル)を用い、 審査委員会で提案内容を審査の上決定した。	
8	技術・建設 業課	建設業情報管 理システム電 算処理業務	平成30年 4月1日	6,606,000	(一財)建設業情報管理 センター	東京都中央区築地2-1 1-24	第167条の2 第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当 該業務のため各県出資で設立した財団であ る。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可 業務で許可業務に用する情報を共有するも の、当該サービスを提供する唯一の団体であ るため。	特命随意 契約
9	技術・建設 業課	平成30年度 沖縄県CALS システム運営 業務	平成30年 4月1日	1,445,040	NEC-FRT共同事業体 ①日本電気(株)沖縄支店 ②ファーストライディング テクノロジー(株)	①沖縄県那覇市久茂地2 丁目2番2号 ②沖縄県浦添市牧港5丁 目2番1号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、システムの開発 者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運 用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の 所在が不明確となるおそれがあるため。	特命随意 契約
10	技術・建設 業課	新土木工事積 算システムメン テナンス委託 業務	平成30年 4月1日	28,512,000	(一財)日本建設情報総合 センター	東京都港区赤坂7丁目10 番20号アカサカセブンス アヴェニュービル	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、システムの開発 者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運 用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の 所在が不明確となるおそれがあるため。	特命随意 契約
11	技術・建設 業課	BV CADソフト サポート業務	平成30年 4月1日	864,000	(株)ビッグバン	東京都千代田区岩本町2 丁目8番12号	第167条の2 第1項第2号	ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者に バージョンアップ、バグ等の対応を履行させな ければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害 発生時に責任の所在が不明確となるおそれ があるため。	特命随意 契約
12	技術・建設 業課	企業情報の利 用に関する契 約書	平成30年 4月2日	1,944,000	(一財)建設業技術者セ ンター	東京都千代田区二番町3 番地麹町スクエア	第167条の2 第1項第2号	建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技 術者情報などの情報を提供するサービスであ り、当該サービスを提供できる唯一の団体であ るため。	特命随意 契約
13	技術・建設 業課	コリンズ・テク リス検索システム 情報提供料	平成30年 4月2日	2,134,286	(一財)日本建設情報総 合センター	東京都港区赤坂7丁目1 0番20号アカサカセブ ンスアヴェニュービル	第167条の2 第1項第2号	工事実績及び測量調査設計業務実績情報シ ステムを使用できるサービスであり、当該サー ビスを提供できる唯一の団体であるため。	特命随意 契約
14	用地課	用地事務支援 システムパー ジョンアップ業 務委託	平成30年 6月1日	3,402,000	株式会社創和ビジネス・ マシズ	沖縄県那覇市泉崎2丁目 23番2号	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、平成22年度に公募型プロ ポーザル方式により事業者を選定し、(株)創 和ビジネス・マシズにより構築されたシステ ムの改修である。 構築事業者以外のものが本業務を履行する こととなると、障害発生時における責任の所在 等が不明瞭となり、運用に著しい支障をきたす 恐れがあるため、(株)創和ビジネス・マシズ を契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	道路街路課	平成30年度街路事業用地取得及び物件補償業務委託	平成30年5月29日	81,766,800	沖縄県土地開発公社	沖縄県那覇市旭町114番7	第167条の2第1項第2号	沖縄県土地開発公社は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う事業を目的として創設されたものである。本事業は、用地取得の難航が予想され、特に高度な用地補償に関する専門知識・技術を求められる事業であるため、土地開発公社へ随意契約が適切であると考ええる。	特命随意契約
16	道路街路課	平成30年度道路事業用地取得業務(その1)	平成30年5月29日	74,669,600	沖縄県土地開発公社	沖縄県那覇市旭町114番7	第167条の2第1項第2号	沖縄県土地開発公社は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う事業を目的として創設されたものである。本事業は、用地取得の難航が予想され、特に高度な用地補償に関する専門知識・技術を求められる事業であるため、土地開発公社へ随意契約が適切であると考ええる。	特命随意契約
17	道路街路課	平成30年度道路事業用地取得業務(その2)	平成30年5月31日	27,442,000	沖縄県土地開発公社	沖縄県那覇市旭町114番7	第167条の2第1項第2号	沖縄県土地開発公社は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う事業を目的として創設されたものである。本事業は、用地取得の難航が予想され、特に高度な用地補償に関する専門知識・技術を求められる事業であるため、土地開発公社へ随意契約が適切であると考ええる。	特命随意契約
18	道路管理課	道路交通情報業務に関する委託業務	平成30年4月1日	14,580,000	公益財団法人 日本道路交通情報センター	東京都千代田区飯田橋1-5-10	第167条の2第1項第2号	本業務は、県管理道路に関する情報の収集及び提供業務を公益財団法人 日本道路交通情報センターに委託するものである。 日本道路交通情報センターは、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供を目的に設立された法人であり、道路交通法第109条の2第2項に規定する交通情報の提供に係る業務を実施する機関として公安委員会に認定されている。県管理道路に関する情報の収集及び提供業務は、公安委員会の行う交通情報提供業務と一体的に実施することが合理的かつ効果的であるが、他に公安委員会の認定を受けている機関がないことから、日本道路交通情報センターとの随意契約となっている。	特命随意契約
19	河川課	平成30年度公共土木施設情報管理業務委託(河川)	平成30年5月23日	2,894,400	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は、沖縄県における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川整備計画の策定及び河川管理に関する基礎資料を作成する業務である。 当該業務は、河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」のデータ更新であり、同システムに関する著作権・所有権を有する同センターと契約を行った。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	港湾課	沖縄県本部港 (本部地区)立体駐車場新築 工事修正設計 業務	平成30年 6月4日	3,348,160	株式会社ワールド設計	沖縄県浦添市安波茶一 丁目32番13-301号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成29年度に発注した「沖縄県本部港(本部地区)立体駐車場新築工事設計業務(以下「設計業務」という。)」の修正設計業務である。 設計業務は平成29年度内に完了させたが、業務完了後、修正設計業務を行う必要が生じた。 現状を熟知し設計業務の受託者であったことから、その修正設計業務についても同一の業者を契約の相手方とした。	特命随意 契約
21	空港課	沖縄県管理空港 自家用電気 工作物保安管理 業務委託	平成30年 4月1日	3,317,760	一般財団法人沖縄電気 保安協会	沖縄県那覇市西3丁目8 番21号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県内各離島空港における自家用電気工作物の保安管理を行うものであり、電気事業法施行規則第52条の2で規定する要件を満たす個人事業者または法人と委託契約を締結する必要がある。 また同規則第53条第2項第6号の規定により保安業務受託者が各離島空港へ遅滞なく到達することが求められている。 当該法人は、要件を満たす電気主任技術者を多数雇用し、また宮古島市、石垣市、久米島町に営業所を有していることから、通常・緊急時間問わず迅速に対応できる点において最も有利であると判断されるため。	特命随意 契約
22	空港課	南大東空港電源 設備保管点 検業務委託	平成30年 4月1日	3,499,200	富士電機(株)沖縄支社	沖縄県那覇市銘苅2-4- 51	第167条の2 第1項第2号	本業務は平成28年度に製造した南大東空港の電源設備を倉庫保管し、保管環境(温度・湿度管理)や保管状況(錆の発生等)を確認・点検するものであり、保管期間中は定期的に点検作業を行うとともに半年ごとに梱包を開封して劣化防止処置を施す必要がある。 対象設備については、製造後据付前であることから、不具合等が見つかった場合に瑕疵責任の所在が曖昧になることを避けるため、これらの作業を製造業者に委託することが適切であると判断されるため。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	空港課	伊平屋空港気象観測調査業務委託	平成30年4月2日	26,460,000	一般財団法人日本気象協会	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	第167条の2第1項第2号	<p>当該業務については、平成28年度に「伊平屋空港気象観測調査業務委託」を当該契約相手が受注している。</p> <p>平成28年度業務では、①県にて観測機器を購入すると、臨機の対応や維持管理の面で課題がある。②観測業務が3年間に渡るため、年度毎に受注者が替わると機器の設置・撤去が必要になる等、不経済となる。以上より、特記仕様書で「本業務は、3年間継続して実施する予定としており、初年度の契約受託者と2年目以降の業務について随意契約を予定する。」としており、平成29年度においても左記の者が受注している。</p> <p>また、平成30年度においても継続して観測機器を設置する必要があることから、契約相手が特定され、競争入札によることが困難であるため、随意契約を行うこととした。</p>	特命随意契約
24	空港課	航空灯火制御機器の点検及び修繕業務委託	平成30年5月1日	2,540,597	下地島空港施設株式会社	沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1727	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は県内各離島空港における航空灯火制御機器の点検業務である。当該機器の精密な点検、修繕業務を行う者として機器製造メーカーがあるが、故障時の即時的な対処が困難なことから、県内において精密な点検、修繕業務を行う者への委託が必要である。当業者は下地島空港の航空灯火制御装置機器を供用開始以来、保守点検を受託してきた法人であり、同様のノウハウや技術を有する業者は県内では他に見られない。また、各航空会社の共同出資で下地島空港の航空灯火を管理するために設立された企業であり、今回該当する県管理10空港の精密な点検や修繕、故障時の即時的な対処を担う唯一の会社と判断されるため。</p>	特命随意契約
25	空港課	下地島空港及び周辺用地の利活用促進支援業務	平成30年6月4日	7,174,332	PwCアドバイザリー合同会社	東京都千代田区大手町1-1-1	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は平成29年度に実施した下地島空港及び周辺用地の利活用に関する事業提案募集手続きにおいて、利活用候補事業に選定された提案者との協議・対話による事業実施環境の整備等に関する業務である。</p> <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、業務を遂行するうえで十分な能力を有するものと判断されたため、契約の相手方として選定した。</p>	
26	都市計画・モノレール課	国営公園の管理移管に係る募集選定支援等委託業務	平成30年5月10日	25,315,200	ランドブレイン株式会社	東京都千代田区平河町1-2-10	第167条の2第1項第2号	<p>専門性の高い施設を対象とし、前例が少ない本業務を確実に遂行するため、十分な実績を有する3社を指名し、プロポーザルによる企画競争を行ったところ、うち2社の応募があり、左の社の提案は総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p>	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	都市計画・ モノレール課	県営公園施設 管理システム 業務委託 (H30)	平成30年 5月28日	1,749,600	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	(一財)沖縄県建設技術センターは、県からの委託により、同センター内のサーバーに県営公園施設管理システムを構築し、以降、工事完成データを入力し、データを一元的に管理・蓄積している。今回の業務は、新規工事箇所部分の更新作業を行うことが主な業務であることから、これまで蓄積してきたデータを有効に活用し、適切かつ効果的に履行できる者が同センターに限られる。	特命随意 契約
28	住宅課	平成30年度住 まいの総合相 談窓口整備業 務	平成30年 4月2日	7,269,480	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 7	第167条の2 第1項第2号	当該業務は、住宅に係る各種制度の活用と多岐にわたる住宅関連の問題解決を図るため、住宅に係る情報提供及び相談業務を行うことを目的としている。 住宅の建設や増改築に係る技術的な内容はもとより、建築物の建設等に関する苦情処理、法律、税金、不動産等に関することなど、業界に偏らない中立公平性が求められている。また、その内容が営利関係に及ぶことも予想され、相談・情報提供にあたっては公平性の確保が重要である。 他県では、住宅供給公社への委託により業務を実施している事例が多く、また、県・市町村営住宅や公社賃貸住宅、その他公的賃貸住宅に係る入居相談等が多くを占める状況にあるため、その知識の専門性が問われる。 沖縄県住宅供給公社は、公平性の確保や知識の専門性の観点から、本契約の性質及び目的から履行できる唯一の公共団体である。	特命随意 契約
29	住宅課	平成30年度県 営住宅家賃滞 納対策相談業 務	平成30年 4月1日	16,254,000	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 地7	第167条の2 第1項第2号	本業務は、生活困窮等により滞納及びその恐れのある入居世帯について、速やかに情報収集しつつ、滞納未然防止のための面談等を実施し、各世帯の状況に応じた各種社会保障制度等の案内・サポートを実施することを目的とする。 沖縄県住宅供給公社は、指定管理事業者として、県営住宅使用料等の徴収管理や家賃減額申請、入退去時の各種申請受付業務等を通じ、多くの入居者情報等を個人情報取扱特記事項に基づき管理しており、入居者世帯の生活及び経済状況等の情報を幅広く把握している。 本業務を一般入札に付することは、指定管理者以外の事業者が入居者情報を取り扱うことになることから、個人情報管理の側面や迅速な初期対応に支障を来す恐れがあるため、同社との随意契約が適当であると判断した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	住宅課	県営住宅及び 集会所の火災 保険料	平成30年 4月1日	27,964,963	公益社団法人 全国公営住宅火災共済 機構	東京都港区虎ノ門2丁目 3番17号虎ノ門2丁目タ ワー21階	第167条の2 第1項第2号	当該機構は、地方自治法第263条の2で規定 される、地方公共団体が火災等による財産の 損害に対する相互救済事業を実施する際の委 託を受ける全国的な公益的法人であり、686団 体(47都道府県含む)から住宅火災共済事業 の委託を受けているため。	特命随意 契約
31	住宅課	県営住宅電算 システム運用 支援業務委託	平成30年 4月1日	11,064,902	富士通(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運用 を期するため、開発先の富士通株式会社沖縄 支店と随意契約することが適当であると判断し たため。	特命随意 契約
32	住宅課	県営住宅等の 賠償責任保険 に関する業務 委託	平成30年 4月1日	3,369,257	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 地7	第167条の2 第1項第2号	賠償責任保険は、施設の所有者または管理 者が加入できる保険である。沖縄県住宅供給 公社は、県営住宅の指定管理者であり、実際 の管理業務を行っているため、賠償事故等が 発生した場合に入居者対応や保険会社との調 整を行えるようにするため。	特命随意 契約
33	住宅課	沖縄県営住宅 等の管理に関 する年度協定 (県営住宅維持 修繕費等)【北 部地区】	平成30年 4月1日	65,440,000	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 地7	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成27年3月2日に締結した沖縄 県営住宅等の管理に関する基本協定(H27年 度から平成31年度までの5年間の指定管理業 務)に伴う県営住宅維持修繕費等に係る年度 契約である。県営住宅の管理は指定管理者に て行っているため、維持修繕費等に関しても、 基本協定に基づき指定管理者と締結してい る。	・長期継続 契約 ・特命随意 契約
34	住宅課	沖縄県営住宅 等の管理に関 する年度協定 (県営住宅維持 修繕費等)【中 部A地区】	平成30年 4月1日	305,820,000	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 地7	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成27年3月2日に締結した沖縄 県営住宅等の管理に関する基本協定(H27年 度から平成31年度までの5年間の指定管理業 務)に伴う県営住宅維持修繕費等に係る年度 契約である。県営住宅の管理は指定管理者に て行っているため、維持修繕費等に関しても、 基本協定に基づき指定管理者と締結してい る。	・長期継続 契約 ・特命随意 契約
35	住宅課	沖縄県営住宅 等の管理に関 する年度協定 (県営住宅維持 修繕費等)【中 部B地区】	平成30年 4月1日	350,220,000	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 地7	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成27年3月2日に締結した沖縄 県営住宅等の管理に関する基本協定(H27年 度から平成31年度までの5年間の指定管理業 務)に伴う県営住宅維持修繕費等に係る年度 契約である。県営住宅の管理は指定管理者に て行っているため、維持修繕費等に関しても、 基本協定に基づき指定管理者と締結してい る。	・長期継続 契約 ・特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	住宅課	沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定(県営住宅維持修繕費等)【南部地区】	平成30年4月1日	659,740,000	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2第1項第2号	本業務は、平成27年3月2日に締結した沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定(H27年度から平成31年度までの5年間の指定管理業務)に伴う県営住宅維持修繕費等に係る年度契約である。県営住宅の管理は指定管理者に行っているため、維持修繕費等に関しても、基本協定に基づき指定管理者と締結している。	・長期継続契約 ・特命随意契約
37	住宅課	沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定(県営住宅維持修繕費等)【宮古地区】	平成30年4月1日	94,000,000	住宅情報センター株式会社	沖縄県宮古島市平良字西里1107番地の7	第167条の2第1項第2号	本業務は、平成27年3月2日に締結した沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定(H27年度から平成31年度までの5年間の指定管理業務)に伴う県営住宅維持修繕費等に係る年度契約である。県営住宅の管理は指定管理者に行っているため、維持修繕費等に関しても、基本協定に基づき指定管理者と締結している。	・長期継続契約 ・特命随意契約
38	住宅課	沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定(県営住宅維持修繕費等)【八重山地区】	平成30年4月1日	80,000,000	住宅情報センター株式会社	沖縄県宮古島市平良字西里1107番地の7	第167条の2第1項第2号	本業務は、平成27年3月2日に締結した沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定(H27年度から平成31年度までの5年間の指定管理業務)に伴う県営住宅維持修繕費等に係る年度契約である。県営住宅の管理は指定管理者に行っているため、維持修繕費等に関しても、基本協定に基づき指定管理者と締結している。	・長期継続契約 ・特命随意契約
39	住宅課	平成30年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(本島地区)	平成30年4月1日	31,541,876	沖縄県住宅供給公社・当山法律事務所共同体 ①沖縄県住宅供給公社 ②富山法律事務所	①沖縄県那覇市旭町114番地7 ②沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号松尾公園テミスビル4階	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
40	住宅課	平成30年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(宮古・八重山地区)	平成30年4月2日	9,270,940	県営住宅の未収金解消を目的とする事業 ①住宅情報センター(株) ②うむやす法律事務所	①沖縄県宮古島市平良字西里1107-7 ②沖縄県那覇市天久2-10-28	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
41	住宅課	平成30年度県営住宅建物明渡等強制執行業務委託	平成30年4月2日	4,979,620	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2第1項第2号	本業務を指定管理者以外のものに行わせることは、指定管理者以外の事業者が入居者情報や住戸の鍵を取り扱うことになり、個人情報や施設管理の面から支障を来す恐れがある。このため、本業務については、指定管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契約交わすことが適当であると判断したため	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	住宅課	県営住宅使用料等集金代行業務	平成30年4月1日	1,240,000	株式会社 沖縄債権回収サービス	沖縄県那覇市西一丁目19番7号	第167条の2第1項第2号	債権回収業務にあたり、法務大臣の許可を受け業務を行っていること、債権回収に関する知識、情報等を活用し、効果的に行う体制を有していること、個人情報保護に関する関連法令等を遵守し業務を遂行していることの要件を全て具備している県内で唯一の民間企業であるため。	特命随意契約
43	施設建築課	県営浜川団地昇降機改修工事(その1)	平成30年4月6日	11,469,600	(株)沖縄日立	沖縄県那覇市安謝230番地	第167条の2第1項第2号	当該エレベーターは、平成18年度に左記業者により設置されている。エレベーターは、各社独自の技術により製造されており、製造メーカー及びその系列業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができない。また、工事後の安全性の担保及び責任区分の明確化の面からも、設置した左記業者に工事を行わせる必要がある。 工事発注にあたり、最近の県発注工事の受注実績がある施工業者から参考見積もりを徴取したところ、左記業者以外は、安全品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退したため、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
44	施設建築課	県営新川団地建替工事(第1期・集会所)	平成30年5月16日	76,464,000	(株)栄三建設	沖縄県石垣市新川2441-9	第167条の2第1項第8号	一般競争入札を実施し、3社の入札があったが、予定価格超過により不落となった。再度の入札を2回行い、2社の応札があったが、予定価格を上回り、不落となった。 応札のあった2社に再度見積の徴収を行い、予定価格範囲内で最も安い入札額の業者と随意契約を行った。	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
45	施設建築課	首里高校管理・特別教室棟等改築工事監理業務(その2)	平成30年4月17日	2,361,760	(株)国吉設計・(株)松田・伸設計・(株)設備研究所設計共同体 ①(株)国吉設計 ②(株)松田・伸設計 ③(株)設備研究所	①沖縄県那覇市首里崎山町4-206 ②沖縄県那覇市古波蔵4-12-8 ③沖縄県那覇市若狭1-3-2	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は首里高校管理・特別教室棟等改築工事(解体)における既設管理・特別教室棟の解体工事の監理業務である。</p> <p>首里高校管理・特別教室棟改築工事設計業務は、左記設計者により平成22年度に完了し、平成23年度に工事着手したが、埋蔵文化財が発見され工事中止となった。その後、遺構の保存方針の決定により、設計の見直しを行う必要があり、平成27年度に修正設計業務を一般競争入札により左記設計者が落札し、設計業務をおこなった。また、管理・特別教室棟建築工事の監理業務についても随意契約にて左記設計者が受注し、業務を行い、平成29年12月に新校舎建築工事を完成させた。</p> <p>本業務対象の解体工事は、平成29年12月に完成した新校舎建築工事と一体の連続した工事であり旧校舎解体工事が完了しないと新校舎の建築基準法第18条に基づく完了検査を受検することができない。(現在は建築基準法に基づく仮使用の許可を得て新校舎を使用している。)仮に、別の業者が旧校舎解体工事の監理業務を受注した場合、敷地全体としての工事監理を把握する者がいなくなり、新校舎の完了検査申請手続きを行うことが困難となる。</p> <p>また、解体する管理・特別教室棟の地中部にも遺構がある可能性が高く、確実に工事を進めるためには、設計時から関係機関と調整を行って内容を熟知している左記設計者が監理業務を行う必要があったため、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
46	施設建築課	首里高校熱射予防対策施設新築工事修正設計業務	平成30年4月27日	1,291,600	(有)仲本設計	沖縄県那覇市宇国場1161-3	第167条の2第1項第2号	<p>当初設計(左記の設計者が受注しており、平成30年2月業務完了)において、学校要望により躯体の構造を鉄筋コンクリート造としていたが、想定していたより地盤が軟弱であり、杭工事が必要となった。しかし、当該敷地が借地であること、また、杭うち機等の工事車両の搬入経路の確保が困難な状況であることから、杭工事を必要としない鉄骨造として見直しを行う修正設計を実施することになった。</p> <p>新築工事の発注時期を踏まえた履行期間内に確実に業務を遂行するためには、当初設計業務段階の調整内容を熟知した左記設計者に特定して委託を行う必要があったため、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	施設建築課	首里高校普通教室棟(東棟)改築工事実施設計業務	平成30年6月6日	41,702,320	(株)国吉設計・(株)松田・伸設計・(株)設備研究所設計共同体 ①(株)国吉設計 ②(株)松田・伸設計 ③(株)設備研究所	①沖縄県那覇市首里崎山町4-206 ②沖縄県那覇市古波蔵4-12-8 ③沖縄県那覇市若狭1-3-2	第167条の2第1項第2号	建物の配置予定箇所において、平成30年8月から平成31年1月にかけて遺構発掘調査の実施が予定されており、平行して実施設計を進めていくことになるため、調査の進捗に合わせ、多くの関係機関との調整が必要である。履行期間内に確実に業務を遂行するためには、基本設計業務及び普通教室棟(西棟)実施設計業務を受注した左記設計者が設計を行う必要があったため、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
48	施設建築課	八重山保健所外壁及び屋上補修工事設計業務	平成30年6月19日	1,188,000	野原建築設計事務所	沖縄県石垣市美崎町8-5	第167条の2第1項第8号	同市内の設計事務所で、かつ、手持ち業務がないことを条件に全15社中15社による指名競争入札を行ったところ、6社の入札があったが、予定価格超過により不落となった。再度の入札を2回行い、落札者がいなかったことから、地方自治法施工令第167条の2第8号の規定が適用され、失効または無効となったものを除く入札参加者のうち、最低額を入札したのから順次見積書の提出を依頼した。 左記設計者は3回目の入札参加者であり、予定価格の範囲内で最低額を入札した者に該当したため、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
49	北部土木事務所	北部管内植栽管理業務委託(その3)	平成30年4月11日	5,400,000	社会福祉法人 豊饒会	沖縄県国頭郡本部町字渡久地493番地の1	第167条の2第1項第3号	本業務内容は歩道部の除草であり、軽易な作業であることから、障害者等の就労支援を考慮した業務発注を行っている。 今回、障害者支援施設からの参加要請が社会福祉法人 豊饒会のみであったことから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
50	北部土木事務所	北部管内フラワークリエイション業務委託(H30-4)	平成30年4月19日	6,827,760	社会福祉法人 豊饒会	沖縄県本部町字渡久地493番地の1	第167条の2第1項第3号	北部管内の業務受託について、当該法人のみ参加要請があった。左者は、「指定障害福祉サービス事業者」であり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」に該当することから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
51	北部土木事務所	北部管内植栽管理業務委託(その5)	平成30年5月1日	3,147,120	公益社団法人 名護市シルバー人材センター	沖縄県名護市大中2丁目12番1号	第167条の2第1項第3号	本業務内容は歩道部の除草であり、軽易な作業であることから、高齢者等の就労支援を考慮した業務発注を行っている。 北部管内において、高齢者等の雇用安定化に関する法律で規定されたシルバー人材センターが、公益社団法人 名護市シルバー人材センターのみであることから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
52	北部土木事務所	北部地区港湾事業技術審査等支援業務委託(H30-1)	平成30年5月11日	2,365,200	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	本業務は、総合評価方式一般競争入札の競争参加資格確認申請書の審査を行う業務であり、総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。	特命随意契約
53	北部土木事務所	北部管内道路及び河川ボランティア支援業務委託(H30)	平成30年6月5日	10,500,000	公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会	沖縄県南風原町字新川135番地	第167条の2第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を経ており、本業務は緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な内容となっている。 本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須であることから、公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会を随意契約の相手方とした。	特命随意契約
54	北部土木事務所	金武湾港海岸(ギンバル地区)施工計画検討業務委託(H30)	平成30年5月30日	1,144,800	(株)国建	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2第1項第6号	本業務は、金武湾港海岸(ギンバル地区)海岸環境整備事業について、平成28年度実施設計業務にて検討した施工方法、資材搬入計画の再検討および工事発注図書の作成を目的とする業務である。 本業務は、類似業務である「平成28年度金武湾港海岸(ギンバル地区)測量設計業務委託」を受注した左者が行うことで、「現地確認」「調査計画準備」などの業務を省略することができ、他の業者と比べて有利になるため、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当する。さらに、履行期間の短縮と経費の削減を実現できるため、左者と特命随意契約を行った。	特命随意契約
55	北部土木事務所	名護運天港線道路整備工事(H30)	平成30年6月21日	5,400,000	(有)大北建設	沖縄県名護市大北1-3-27	第167条の2第1項第8号	本工事は、2度指名競争入札を行ったが、どちらも1回目入札は予定超過、2回目入札は全者辞退となった。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を活用し、2度目の指名競争入札時の1回目に応札した3者を選定し、見積もり徴収後、左記業者と随意契約を行った。	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
56	中部土木事務所	道路照明保守点検管理業務委託(H30)	平成30年4月4日	12,009,600	(株)サン電設	沖縄県うるま市塩屋508-1	第167条の2第1項第8号	<p>本業務の指名競争入札を行ったが、入札者なしであった。</p> <p>本業務は、道路照明に関する地域住民の方からの苦情や、道路パトロールの際に発見した照明不点灯箇所について早急に対応を依頼している業務であり、新年度についても早急に受注者を選定し業務を履行しなければならない案件である。そのため、過去に本業務を請け負った実績のある5社から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約した。</p>	
57	中部土木事務所	浦添西原線(港川道路)設計業務委託(H29-2)	平成30年4月10日	6,480,000	アメリカンエンジニアコーポレーション	沖縄県宜野湾市大山7-8	第167条の2第1項第2号	<p>浦添西原線(港川道路)の4車線化に伴い米軍フェンス移設を行うが、米軍より移設予定箇所にある冷凍倉庫用室外機を移設するよう指示があり、早急に対応する必要がある。</p> <p>設備は米国製であり、施設の利用状況から施設を停止することなく移設する必要があるが、その移設設計には、米軍の基準に適合するよう行わなければならない、米軍基準に関する専門知識や技術力が必要である。</p> <p>また、メーカー担当者及び、施設使用者との調整も随時行う必要があり、当該業者でなければ対応できないため契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
58	中部土木事務所	道路事業総合的技術支援業務委託(H30-1)	平成30年4月19日	6,501,600	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>本業務を行う路線は、臨港道路浦添線、浦添北道路の結節点である浦添ICから国道58号線城間交差点までを結ぶ延長L=1.6kmの路線であり、部分供用開始後には、現道交通の多い路線となることが想定される。</p> <p>安全且つ迅速な施工が求められており、現場管理を行う上で、高度な技術的判断が必要である。</p> <p>建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
59	中部土木 事務所	中部管内道路 及び河川ボラ ンティア支援業 務委託(H30)	平成30年 4月20日	18,047,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川 135番地	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。</p> <p>ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。</p> <p>このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定により契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
60	中部土木 事務所	具志川環状線 道路台帳調書 作成業務委託	平成30年 4月24日	4,773,600	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、具志川環状線における道路台帳の調書作成業務である。</p> <p>道路台帳をより有効に活用するため、(一財)沖縄県建設技術センターにおいて道路台帳調書のデータを一元的に管理し、データを蓄積している。</p> <p>本路線についてもデータを同センターで一元管理してもらうこととしており、そのため、同業務は(一財)沖縄県建設技術センターに発注することが契約の性質上、適正と判断し、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
61	中部土木 事務所	H30県道20号 線(泡瀬工区) 技術審査支援 業務委託	平成30年 4月27日	6,706,800	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該工事に係る本業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
62	中部土木 事務所	中城湾港(泡瀬 地区)技術審査 支援業務委託 (H30)	平成30年 4月27日	2,106,000	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工食用資材の適正な品質確保をを図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該工事に係る本業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
63	中部土木 事務所	河川事業技術 審査支援業務 委託(H30- 1)	平成30年 4月24日	1,458,000	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工食用資材の適正な品質確保をを図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該工事に係る本業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
64	中部土木 事務所	河川事業技術 審査支援業務 委託(H30- 2)	平成30年 4月25日	1,458,001	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事事業の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該工事に係る本業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
65	中部土木 事務所	公園事業技術 審査支援業務 委託(H30- 1)	平成30年 5月25日	1,144,800	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事事業の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該工事に係る本業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
66	中部土木事務所	街路事業総合的技術支援業務委託(H30)	平成30年5月25日	11,345,400	(一財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>本業務の内容は、パイプライン線における監督代行であり、発注者の責務である発注関係事務の適切な実施を求められるものであることから、民間コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>本業務の対象とするパイプライン線街路改良工事は、現況幅員が8mと狭く、切土高さ6.5m、盛土高さ10mの大規模な切盛造成が必要な工事である。そのため、仮設道路を東西交互に切り回して段階的に行う施工計画となっており、①交通管理者及び交通情報センターとの交通切り回しの調整、②電力会社、通信会社との電柱仮移設の調整、③上下水道管理者との埋設管仮移設の調整について、工事を進めながら綿密に行う必要があり、現場管理には迅速な行政的判断が求められる。</p> <p>建設技術センターは、関係法令・制度の遵守、手続等を適切に実施する能力と実績を有する職員が配置されていることから、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えている。</p>	特命随意契約
67	中部土木事務所	宜野湾北中城線設計業務委託(H30-1)	平成30年6月1日	4,125,600	(株)道路建設コンサルタント	沖縄県浦添市安波茶1-27-9	第167条の2第1項第2号及び、第167条の2第1項第5号	<p>本業務を行う和仲トンネルは地すべり対策でグラウンドアンカーを施工した地山直下を通過し、そのアンカー荷重の低下が見られたことから、早期の対策が求められている。</p> <p>その対策には、トンネル設計に係る高度な技術力と現地地形・地質条件に精通しているとともに、対象アンカーとトンネルとの離隔条件、アンカー緊張力の変動状況の把握等が求められる。</p> <p>本業務を遂行できるのは、トンネル設計及びアンカー緊張力の変動監視業務を行った(株)道路建設コンサルタントが最も適していることから契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
68	中部土木 事務所	中部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(H 30)	平成30年 6月19日	2,127,600	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務である特殊車両通行許可申請の審査にあたっては、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。</p> <p>特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請されることから、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出損により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の期間である。</p> <p>また、同センターは県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、審査に必要な道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能であり、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
69	南部土木 事務所	金城ダム環境 管理業務委託 (H30)	平成30年 4月4日	2,937,600	公益社団法人 那覇市シ ルバー人材センター	沖縄県那覇市銘苅2丁目 3番1号	第167条の2 第1項第3号	<p>那覇市内で除草、草木伐採業務及び管理業務の実績があり、高齢者の雇用促進を図るため、地域のシルバー人材センターを選定。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
70	南部土木事務所	那覇大橋総合的技術支援業務委託(H30)	平成30年4月5日	20,509,200	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
71	南部土木事務所	南部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託(H30)	平成30年4月2日	2,970,000	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>特殊車両通行許可申請の審査にあたっては、車両や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。</p> <p>特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請させることから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係がない独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。</p> <p>また、同センターは、県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、審査に必要な道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能である。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同センターと随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
72	南部土木事務所	街路事業補償説明業務委託(H30)	平成30年4月9日	3,111,480	(株)タップ	沖縄県那覇市曙3-1-26	第167条の2第1項第2号	当業者は、これまで本業務において対象物件の事後調査、補償額算定及び補償説明を行い、権利者との間に信頼関係を構築し、損害を受けた65件の権利者のうち、51件は合意され解決している。今年度も現場状況に精通した者が一貫した交渉を誠実に行う必要があるため、当業者と随意契約を締結した。	特命随意契約
73	南部土木事務所	平成29年度安謝川工事調整会議業務委託	平成30年4月6日	1,944,000	(株)建設技術研究所 沖縄支社	沖縄県那覇市壺川3-5-1	第167条の2第1項第2号	「工事調整会議」実施要領(H21.4.1施行)により、詳細設計(実施設計)を実施したコンサルタントと随意契約により契約を締結することになっている。	特命随意契約
74	南部土木事務所	平成30年度饒波川総合的技術支援業務委託	平成30年4月20日	8,402,400	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
75	南部土木事務所	河川・砂防・港湾事業技術審査支援業務委託(H30-1)	平成30年4月25日	4,471,200	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
76	南部土木事務所	南部管内フラワークリエイション業務委託(H30-4)	平成30年5月9日	10,962,000	社会福祉法人 伊集の木会	沖縄県那覇市宇古島12-1 2F	第167条の2第1項第3号	<p>本業務は、比較的交通量の少ない場所であること及び業務内容が草花植栽・管理・除草等の軽作業であり、障がい者に可能な作業であることから、障がい者の社会参加及び雇用の促進を図るため社会福祉法人への委託としたい。</p> <p>社会福祉法人伊集の木会は、那覇市発注の植栽管理の受注実績も豊富であることから、本業務についても適切に執行することが可能である。</p>	特命随意契約
77	南部土木事務所	安謝川調査設計業務委託(H30-1)	平成30年5月18日	6,642,000	(株)建設技術研究所 沖縄支社	沖縄県那覇市壺川3-5-1	第167条の2第1項第2号	<p>本業務の解析結果は速やかに対象工事の設計に反映させる必要があり、設計・施工と密接に関連していることから、本業務の目的を速やかかつ十分に履行出来るものは対象工事の設計者に限られる。そのため、地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号に基づき、対象工事の設計を行った事業者と随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
78	南部土木 事務所	沖縄都市モノ レール修繕事 業総合的技術 支援業務委託 (H30)	平成30年 6月4日	9,979,200	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
79	南部土木 事務所	南部管内道路 及び河川ボラ ンティア支援業 務委託(H30)	平成30年 6月1日	17,388,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川1 35	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民との協働による継続的な緑化の推進を目的に道路や河川的美加活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者である必要がある。</p> <p>公益社団法人沖縄県緑化推進委員会(以下、「緑化推進委員会」という。)は、昭和62年に認可されて以降、県植樹祭の開催や、学校緑化コンクールによる緑化活動の普及啓発等継続的に取り組んでおり、また、各市町村の緑化支部や緑化関係団体と連携した活動もおこなっていることから緑化推進委員会と随意契約し業務を委託したい。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
80	南部土木事務所	H30道路事業 総合的技術支 援業務委託	平成30年 6月29日	15,066,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
81	宮古土木事務所	平成30年度道 路維持管理業 務委託(その 1)	平成30年 4月13日	4,768,000	(株)丸秀	沖縄県宮古島市平良字 東仲宗根350番地	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、快適な道路環境を確保するための路面の粉塵等の清掃及び路面上の落下物の迅速な処理を行う者である。宮古土木事務所管内で本業務において使用する特殊機械である路面清掃車を保有する業者が当該業者のみであることから当該業者を契約相手方として選定した。</p>	特命随意契約
82	宮古土木事務所	宮古管内工事 技術審査支援 業務委託(H3 0)	平成30年 5月24日	1,339,200	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。審査は、受注者等と利害関係がない独立した機関において実施する必要がある、競争入札に適さない。一般財団法人沖縄県建設技術センター(以下、センター)は、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係がない独立した機関で、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関である。現状では他に代わるものはいないことから、センターを選定した。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
83	宮古土木 事務所	平成30年度宮 古管内道路維 持管理業務委 託	平成30年 6月18日	15,196,680	(有)拓南開発	沖縄県宮古島市平良字 東仲宗根561-1	第167条の2 第1項第8号	指名競争入札を実施したが、再度入札におい ても落札者がいないため随意契約を行うことと した。業者の選定にあたっては、応札のあった 3社から見積を徴収し、最も低い額を提示した 者を契約の相手方として選定した。	
84	下水道事 務所	消化ガス発電 機定期点検業 務委託(那覇) (H30)	平成30年 5月9日	28,080,000	ヤンマー沖縄 株式会社	沖縄県宜野湾市大山7丁 目11番12号	第167条の2 第1項第2号	消化ガス発電機の保守管理については、各 メーカーによって機関構造等が異なるため、製 造メーカーの技術的なノウハウを必要とする。 そのため、製造メーカー、もしくはその関連会 社と随意契約を行う必要がある。消化ガス発 電機の製造メーカーであるヤンマー(株)の関 連会社で、消化ガス発電機のアフターサービス を行っている当該業者を地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号により契約の相手方と して選定した。	特命随意 契約
85	下水道事 務所	スカム処分業 務委託	平成30年 5月9日	45,921,600	株式会社環境ソリュ ーション	沖縄県沖縄市字登川 3320番地1	第167条の2 第1項第2号	県内に産業廃棄物の中間処分場は数社ある が、そのほとんどが悪臭のない建設汚泥を対 象としたものであり、下水道施設で発生するス カム(下水汚泥)は、臭気の問題等で引き取り を拒否されるなど、処分場の選定に苦慮してい るところである。 またスカムは他の産業廃棄物と比べ含水率 が高いため、天日乾燥や焼却による中間処理 を行わなければならない最終処分場へ投入するこ とはできない。 (株)環境ソリューションは、天日乾燥施設と 焼却施設の両施設を所有し、かつ中間処理業 の許可を受けている県内唯一の処理業者であ ることから、地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号により当該処分業者を契約の相手 方として選定した。	特命随意 契約
86	下水道事 務所	汚泥処理棟遠 心脱水機修繕 (那覇)	平成30年 5月25日	68,958,000	株式会社 西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	第167条の2 第1項第2号	当該汚泥脱水機の修繕にあたっては、特殊な 構造である当該機器の分解・組立・取付、そし て各部品の交換・調整等に高度な知識と熟練 した技術・判断が要求され、製造メーカー以外 困難である。 そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄 地区担当として協力関係にある(株)西原環境 おきなわを、地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号により契約の相手方として選定し た。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
87	下水道事務所	2号高段自動除塵機修繕(宜野湾)	平成30年5月25日	5,400,000	株式会社 西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	第167条の2 第1項第2号	当該除塵機は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付、そして各 부품の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当として協力関係にある(株)西原環境おきなわを、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意契約
88	下水道事務所	田場ポンプ場自動除塵機修繕	平成30年6月6日	3,240,000	株式会社 西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	第167条の2 第1項第2号	当該除塵機は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付及び各 부품の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。よって、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当として協力関係にある(株)西原環境おきなわを、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意契約
89	下地島空港管理事務所	灯火・電力監視制御装置及び20kVA CVCF保守業務委託	平成30年5月31日	9,612,000	東芝インフラシステムズ株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル12階	第167条の2 第1項第2号	当空港に設置されている(株)東芝製の灯火・電力監視制御装置及び20kVA CVCFは、(株)東芝独自のハードウェア及びソフトウェアプログラムで構成された装置である。 東芝インフラシステムズ(株)は(株)東芝より機器の製造や保守点検サービス事業を継承した会社であり、当該設備の保守点検が可能なのは東芝インフラシステムズ(株)のみであるため契約の相手方として選定した。	特命随意契約
90	都市モノレール建設事務所	市道国際センター線都市モノレール建設工事調整会議業務委託(H30-1)	平成30年4月24日	1,522,800	パシフィックコンサルタンツ(株)沖縄支社	沖縄県那覇市前島三丁目1番15号	第167条の2 第1項第2号	「工事調整会議」実施要領第6②に基づき、詳細設計(実施設計)を実施したコンサルタントを選定。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
91	都市モノ レール建設 事務所	市道国際セン ター線都市モノ レール経塚駅 自由通路建設 工事監理業務	平成30年 5月14日	5,616,000	(株)トーニチコンサルタン ト沖縄営業所・(株)宮平設 計共同企業体 ①(株)トーニチコンサルタ ント沖縄営業所 ②(株)宮平設計	①沖縄県那覇市久茂地 三丁目17番5号 ②沖縄県那覇市首里山 川町3丁目61番9号	第167条の2 第1項第2号	モノレール駅舎及び自由通路の建設工事においては、列車(モノレール)の走行に支障が生じぬよう、出来形に高い精度が求められる。当該駅舎の構造体(駅舎支柱、上下部工、PC軌道桁等)の特性を十分熟知した上で、現場の出来形を正確に測定しながら、駅舎と自由通路縁端部を適切に位置決めしなければならないことや、バリアフリーや安全策等についても、高い精度で監理する必要がある。 したがって、総合評価落札方式により設計者を特定し、土木構造物及び建築構造物が一体的に設計された本工事の監理業務については、通常の意味伝達業務によっては当該駅舎及び自由通路の特性を正確かつ詳細に伝達することが困難であることから、当該駅舎及び自由通路の設計業務受託者に引き続き工事監理業務を委託することで、本工事の確実かつ円滑な施工が可能となる。	特命随意 契約
92	都市モノ レール建設 事務所	城間前田線都 市モノレール浦 添前田駅自由 通路建設工事 監理業務	平成30年 5月14日	6,696,000	(株)トーニチコンサルタン ト沖縄営業所・(株)宮平設 計共同企業体 ①(株)トーニチコンサルタ ント沖縄営業所 ②(株)宮平設計	①沖縄県那覇市久茂地 三丁目17番5号 ②沖縄県那覇市首里山 川町3丁目61番9号	第167条の2 第1項第2号	モノレール駅舎及び自由通路の建設工事においては、列車(モノレール)の走行に支障が生じぬよう、出来形に高い精度が求められる。当該駅舎の構造体(駅舎支柱、上下部工、PC軌道桁等)の特性を十分熟知した上で、現場の出来形を正確に測定しながら、駅舎と自由通路縁端部を適切に位置決めなければならないことや、バリアフリーや安全策等についても、高い精度で監理する必要がある。 したがって、総合評価落札方式により設計者を特定し、土木構造物及び建築構造物が一体的に設計された本工事の監理業務については、通常の意味伝達業務によっては当該駅舎及び自由通路の特性を正確かつ詳細に伝達することが困難であることから、当該駅舎及び自由通路の設計業務受託者に引き続き工事監理業務を委託することで、本工事の確実かつ円滑な施工が可能となる。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
93	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線技 術審査支援業 務委託(H30)	平成30年 5月24日	4,050,000	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	一般財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐資により設立された財団である。このような趣旨で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えており、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関である。	特命随意 契約